

地域包括支援センター設置法人代表者様

健康福祉局高齢在宅支援課長

住所地特例に係る事務手続きの流れについて（依頼）

（厚生労働省提示の全国統一ルールに基づく対応について）

日ごろから本市の保健・福祉行政に対し御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 4 月 1 日の介護保険法改正による住所地特例対象者に係る制度変更については、横浜市から「住所地特例に係る事務の変更（介護予防支援）について」（2 月 16 日付、健高在第 1083 号）でご連絡させていただいたところ です。

その後、2 月 27 日の厚生労働省からの事務連絡により、事務手続きの全国統一ルールが提示されましたので、あらためて事務の流れをご案内いたします。これに基づき事務手続きを進めていただきますようお願いいたします。

1 地域包括支援センターで行う事務

(1) 市外在住の対象者について 施設所在市町村：他市町村、保険者：横浜市

《前回通知から変更なし》

【横浜市の事務】

市外在住の対象者へ通知を送付する（2 月 1 7 日に発送済み）

■平成 27 年 1 月 1 日現在のリストをもとに発送したので、1 月 2 日以降に市外転出して住所地特例対象者になった方を地域包括支援センターで把握している・把握した場合は、健康福祉局 高齢在宅支援課へご連絡ください



【地域包括支援センターの事務】

委託先の居宅介護支援事業所へ連絡し（2 月 23 日以降に）、施設所在市町村の地域包括支援センターと調整の上、書類等の事務引継を 4 月までに行う ※

(2) 市内在住の対象者について **施設所在市町村：横浜市、保険者：他市町村**

《前回通知の〈想定される事務〉から変更あり ※下記オについて》

ア. 保険者市町村（または、市内の住所地特例対象施設、居宅介護支援事業所、本人）などから連絡を受ける

■横浜市で対象者把握ができないため、保険者市町村等からの連絡待ちとなります

イ. 保険者市町村の地域包括支援センターと連絡を取り、事務引継を行うことを確認する

ウ. 対象者本人に（直接、または居宅介護支援事業所を通して）、担当の地域包括支援センターが変更になる旨を伝え、「介護予防支援に係る契約書」を締結する

■担当する居宅介護支援事業所と委託契約を結んでいない場合は、新規で契約締結をする

エ. 保険者市町村の地域包括支援センターから対象者に関する資料を引き継ぐ ※

オ. 「居宅・介護予防サービス計画作成依頼(変更・廃止)届出書」に被保険者証を添付して、横浜市内の区役所（施設所在市町村）に提出する。

■届出先のあて名は横浜市〇〇区長になります。

■受理された届出書の写しと被保険者証は、保険者市町村に転送されます。

※ 資料引継については、本人の了解を取るとともに、個人情報保護には十分留意してください。

2 よくある質問

(1) 横浜市に住民票を残したまま市外施設に入所した人がいるが扱いはどうなるのか。

→横浜市民として扱うので、横浜市の地域包括支援センターが引き続き担当します。

(2) 横浜市内の娘の家に呼び寄せられて住んでいる人がいるが扱いはどうなるのか。

→住所地特例は、特定施設等（主に有料老人ホーム等）への入所等に伴い住所を異動された人を対象にしているため、個人宅への異動は対象になりません。住民登録されている市町村の地域包括支援センターが担当します。

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課

担当：見村、山田

電話：671-4129 FAX：681-7789